

愛知県食品衛生協会岡崎支部
岡崎市食品衛生協会会費の徴収に関する規程

(総 則)

第1条 岡崎市食品衛生協会(以下「協会」という。)の会員、又は入会を希望する食品関連施設営業者に対し、規約第6条の規定に基づき、会費等の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(会 員)

第2条 この協会の会員は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般会員 食品衛生法に基づく食品営業の許可を受け、岡崎市内に営業施設を有する者及び一定の場所に施設を設けない自動車により営業を行っている者
- (2) 特別会員 食品営業者をもって組織する団体及びこの協会の趣旨に賛同する者で理事会において承認された者

(会 費)

第3条 会費は、年会費3,000円を徴収する。

2 前条第2号に規定する会費は、一口10,000円とする特別会費でその施設数に応じて理事会で定める口数を特別会費として徴収する。ただし、食品営業者が廃業後も引き続き食品衛生指導員に従事する特別会員にあっては理事会の定める額とする。

3 自動販売機及び露店による販売の会員は、年会費は徴収しない。

(負担金)

第4条 会員のうちで、次の各号に該当する者からは負担金を徴収する。

- (1) 自動車による営業許可
1件につき年額1,000円とする。
 - (2) 露店による営業許可
1件につき年額1,000円とする。
 - (3) 乳類販売のみの営業許可
1件につき年額1,000円とする。
 - (4) 自動販売機販売許可
1件につき年額300円とする。
 - (5) 施設2件目以降許可
追加営業1施設許可期間につき年額1,000円とする。
- 2 第2条に規定する会員が、同一施設の営業業種を増やすごとに前項の負担金とは別に1業種ごとに1営業許可期間につき3,000円を負担金として徴収する。

(会費及び負担金の納入)

第5条 会員は、許可申請時に会費又は負担金の納入に当たり、次の各号に掲げる期間分を納入するものとする。

- (1) 会員(複数店舗営業含む)
1 営業許可期間の年会費と負担金
- (2) 自動販売機での営業会員
1 営業許可期間の負担金
- (3) 乳類販売のみの営業会員
1 営業許可期間の負担金
- (4) 露店による営業会員
1 営業許可期間の負担金
- (5) 第4条第2項規定会員
1 業種ごとの営業許可期間の負担金

(会費及び負担金の納入)

第6条 会費は、原則として返還しない。ただし、廃業する会員から返還の申し出があった場合は、岡崎市保健所への廃業届又は新規届を確認後、当協会に納付されている届出年度以降に係る年会費の金額を還付若しくは新規会費に振り替えるものとする。

2 負担金については、いかなる事由にかかわらず還付しないものとする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要が生じた事項については、会長が理事会に諮り定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

<協会費>

○一般会費	18,000 円/許可期間	年払 3,000 円/年
○負担金	自販機 1,500 円/許可期間 自動車露店 5,000 円/許可期間	
○複数業種加算	2業種以上 3,000 円/許可期間	一般会費に加算

※年払会費は、毎年6月末までに納入していただきます。